

ネット予約キャンセル補償サービス規定

第1条（MyLink 会員の定義）

この補償規定における MyLink 会員は、会員専用 Web サービス「MyLink」に登録している、NTT グループカードおよび NTT ファイナンス Biz カード（以下「レギュラーカード」という。）、NTT グループカードゴールドおよび NTT ファイナンス Biz カードゴールド（以下「ゴールドカード」という。）の本会員および家族会員および法人会員および使用者とします。

第2条（当社の支払責任）

1. 当社は、MyLink 会員、MyLink 会員の配偶者または MyLink 会員の 1 親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院、または、MyLink 会員、MyLink 会員の配偶者または MyLink 会員の子供の傷害による通院（以下この補償規定において「キャンセル事由」といいます。）によって、MyLink 会員が第3条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、MyLink 会員または MyLink 会員の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。
2. この補償規定において入院とは、医師（MyLink 会員が医師である場合は、MyLink 会員以外の医師をいいます。以下この補償規定において同様とします。）による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院とは医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます）をいいます。
3. 第1項に規定する MyLink 会員と MyLink 会員以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて 30 日以内に MyLink 会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において MyLink 会員の配偶者であったものとみなします。

第3条（特定のサービスの範囲）

1. 第2条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、インターネットで申し込み、その料金をレギュラーカード、ゴールドカードにより支払ったものに限ります。ただし、MyLink 会員の国内出張、海外出張に伴い提供を受けるサービスは、対象外になります（NTTファイナンス Biz カード会員は除く）。
 - (1) 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
 - (2) 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
 - (3) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送

第4条（キャンセル費用の範囲）

1. 第2条（当社の支払責任）第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一

部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。

2. 前項のキャンセル費用は、MyLink 会員に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、MyLink 会員がサービスの提供を受けられなくなった場合において、MyLink 会員に同行するカード会員の配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとしします。
3. 第 1 項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、MyLink 会員に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当社が認める金額に限ります。

第 5 条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

1. 当社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。
 - (1) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて 31 日以内
 - (2) 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて 31 日以内
 - (3) 通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した日からその日を含めて 3 日以内
2. 当社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供を受けられた場合または受けられる場合には、補償金を支払いません。
3. 第 3 条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので第 1 項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第 6 条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

1. 当社は、第 2 条（当社の支払責任）第 1 項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
2. 前項の予約した日およびサービスの提供を受ける日が明確でない場合には、当社は、補償金を支払いません。

第 7 条（補償金を支払わない場合）

1. 当社は、第 2 条（当社の支払責任）第 1 項の特定のサービスが、MyLink 会員の職務遂行に係るものである場合には、補償金を支払いません。

2. 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。

(1) カード会員の故意

(2) 補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(3) MyLink 会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

(4) MyLink 会員の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。

(5) MyLink 会員が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車または原動機 付自転車を運転している間に生じた事故

(6) 妊娠、出産、早産または流産による入院

(7) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）

(8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(11) 前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

第8条（補償金の支払額）

当社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額といたします。

第9条（MyLink 会員1名あたりの支払補償金の限度額）

当社が支払うべき補償金の額は毎年8月1日を開始日とする1年間の補償金の合計額であり、レギュラーカードは5万円、ゴールドカード会員は10万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がMyLink 会員、MyLink 会員の配偶者またはMyLink 会員の子供の傷害による通院の場合、レギュラーカード会員は1万5千円、ゴールドカード会員は3万円を限度とします。

第10条（損害防止義務）

1. 第2条（当社の支払責任）第1項のキャンセル事由が発生した場合には、MyLink 会員または補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等

キャンセル費用の発生の防止または軽減につとめなければなりません。

2. MyLink 会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第 1 1 条（回収金額の控除）

MyLink 会員が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金があるときは、その額を MyLink 会員が負担した第 2 条（当社の支払責任）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第 1 2 条（他の保険契約等がある場合の補償金の支払額）

第 2 条（当社の支払責任）の損害に対して保険金等を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの補償規定または保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出したこの補償規定の支払責任額}}{\text{他の補償規定または保険契約等がないものとして算出したそれぞれの補償規定または保険契約等の支払責任額の合計額}} = \text{補償金の支払額}$$

第 1 3 条（当社の指定医による診察等の要求）

1. 当社は、第 14 条（事故等が発生した場合の MyLink 会員の義務）第 1 項の規定による通知または第 14 条第 2 項の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師による MyLink 会員、MyLink 会員の配偶者、MyLink 会員の 1 親等以内の親族または MyLink 会員の子供の身体の診察を行うことを、MyLink 会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。

2. 前項の規定による当社の申出について、MyLink 会員または補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、補償金を支払いません。

3. 第 1 項の規定による当社の求めに対し、保険契約者、被保険者または補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれに応じなかったときは、当社は、保険金を支払いません。

第 1 4 条（事故等が発生した場合の義務）

1. MyLink 会員または補償金を受け取るべき者は、補償金を受け取るべき事実が発生したことを知った際は、キャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、

予約したサービスの内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当社に通知しなければなりません。

2. MyLink 会員または補償金を受け取るべき者が補償金の支払を受けようとするときは、補償金請求書等、別途当社が求めるものを提出しなければなりません。

3. MyLink 会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前2項に規定する義務に違反したときは、当社は、補償金を支払いません。

(2019年3月15日現在)